

山口県報

平成18年
3月22日
(水曜日)

目 次

告示
建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査（監理課）……………一
建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正（建築指導課）……………五



山口県告示第百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、平成十八年度において県が発注する建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、法第二条第三項に規定する建設業者（以下「建設業者」という。）で、平成十六年八月一日の直後の営業年度終了の日以降

に、法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、資格審査申請時までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの数値が、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であるものとする。

- 1 土木一式工事 九百
- 2 建築一式工事 八百
- 3 鋼構造物工事 七百五十
- 4 電気通信工事 七百五十

(二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成十九年三月三十一日までとする。ただし、六の(二)の申請の手続をした者については、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

二 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、随時とする。
(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 県外に主たる営業所を有する建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあつては、許可証明書又は許可通知書の写し
 - 2 県外建設業者にあつては、営業所一覧表（別記第二号様式）
 - 3 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
 - 4 総合評定値通知書の写し
 - 5 個人にあつては、誓約書（別記第三号様式）
 - 6 その他知事が特に必要があると認める書類
- (四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成十七年財務省告示第四百七十八号）に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

三 共同企業体の特例

建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記第四号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第五号様式）に二の(三)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- (一) 許可番号又は許可年月日
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名
- (四) 営業所の名称又は所在地
- (五) 代理人

六 その他

(一) 特定調達契約により平成十八年度において調達する特定役務のうち建設工事の種類は、法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事、鋼構造物工事及び電気通信工事とする。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成十八年度中に平成十九年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。

(三) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課（電話〇八三一九三三ー三六二九）にすること。

別記

第1号様式

取 付 番 号

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

許可を受けている建設業	国土交通大臣 知事	許可 (一)	第 号
	国土交通大臣 知事	年 月 日	工事業 許可
	国土交通大臣 知事	許可 (一)	第 号
	年 月 日		工事業 許可

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

営 業 所 一 覧 表

営 業 所			
名 称	許 可 を 受 け て い る 業 種	所 在 地	電 話 番 号
(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計	箇所		

記入要領

- 1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の名称を記入すること。
 - 2 「許可を受けている建設業」欄は、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号（裏面）の記載要領の5の表中の（ ）で示された略号で記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名



私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更の内容	変更前	年 月 日
	変更後	
変更事項	1 許可番号又は許可年月日 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 営業所の名称又は所在地 5 代理人	
変更年月日	年 月 日	

記入要領

「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県告示第六十八号

建築主事の所管区域等に関する告示(平成二年山口県告示第三百五号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関成

表中「柳井市」を「柳井市 大島郡」に改め、

「大島土木事務所に勤務する建築主事 大島郡」

を削り、「阿東土木事務所」を「山口土木建築事務所」に改める。

事務所」に改める。

平成十八年三月二十二日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)